

**「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会
これまでの議論の整理」について**

**平成29年7月28日
総務省郵政行政部**

- ユニバーサルサービスの確保について、平成27年9月に情報通信審議会答申において中長期的に検討すべき方策の方向性が示されたことを受けて、28年7月25日に検討会（親会）を立ち上げ。
- 2つのWG※において、日本郵便から示された課題を中心に検討。
※現状と課題等に関するWG（計11回開催）、コストの算定手法等に関するWG（計10回開催）
- 検討会やWGにおける議論を受けて、対応可能なものについては速やかに必要な対応※を実施。
※日本郵便における郵便料金の見直しの届出の受理（平成28年12月22日）
郵便法に定める認可・届出や収支状況の情報開示にかかる郵便法施行規則の改正（平成29年3月31日）
- 2つのWGからの報告を基に、29年6月27日に親会としてのこれまでの議論の整理を実施。
- なお、今後、29年6月1日の料金見直し後の郵便の利用動向や働き方改革の影響を含めたユニバーサルサービスの提供状況、日本郵便の新たな意見・要望などを踏まえ、必要に応じて、検討会を再開。

1 目 的

日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）及び日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）が責務を負っている郵政事業のユニバーサルサービスの確保については、平成27年9月の情報通信審議会答申において中長期的に検討すべき方策が示された。

また、平成27年11月には、日本郵便の持株会社である日本郵政並びに株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式が上場されたことを受け、平成27年12月の郵政民営化委員会所見では、日本郵政グループに対しては、「行政当局においては、各社の経営努力と市場のチェック機能を信頼し、直接の関与は最小限のものとしていくことが肝要である」とされたところである。

これらを踏まえ、諸外国の状況等も参考にしつつ、我が国の郵便のユニバーサルサービスを維持していくための中長期的な諸課題について検討・整理するとともに、ユニバーサルサービスの経済的基盤の現状を検証するための方法の確立を目指した検討を行うことを目的として、検討会を開催する。

2 検討内容

- (1) ユニバーサルサービスを構成するサービスの現状と課題の整理
- (2) ユニバーサルサービスの提供方法に係る現状と課題の整理
- (3) ユニバーサルサービスコストの算定手法の検討
- (4) その他

3 検討体制

郵政行政部長の検討会として開催

（検討会の下で「現状と課題等に関するWG」及び「コストの算定手法等に関するWG」を開催）

4 開催期間

平成28年7月～平成29年6月（29年6月に「これまでの議論の整理」を取りまとめ）

※必要に応じて再開。

検討会(親会)

構成員

座長	村本 孜	成城大学 名誉教授
座長代理	井手 秀樹	慶應義塾大学 名誉教授
	大平 展子	特定非営利活動法人夢未来くんま 副理事長
	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
	竹内 健蔵	東京女子大学 現代教養学部 教授
	東條 吉純	立教大学 法学部 教授
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク 代表
	山田 忠史	京都大学大学院 経営管理研究部 准教授 (工学研究科 都市社会工学専攻 准教授 兼任)
	横田 純子	特定非営利活動法人素材広場 理事長
	米山 高生	一橋大学大学院 商学研究科 教授

【現状と課題等に関するワーキンググループ】

検討項目: ユニバーサルサービスを構成するサービスの現状と課題の整理、
ユニバーサルサービスの提供方法に係る現状と課題の整理

構成員

主査	米山 高生	一橋大学大学院 商学研究科 教授
主査代理	東條 吉純	立教大学 法学部 教授
	池田 千鶴	神戸大学大学院 法学研究科 教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 法務部長
	大橋 弘	東京大学大学院 経済学研究科 教授
	大平 展子	特定非営利活動法人夢未来くんま 副理事長
	佐々木百合	明治学院大学 経済学部 教授

【コストの算定手法等に関するワーキンググループ】

検討項目: ユニバーサルサービスコストの算定手法の検討

構成員

主査	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
主査代理	竹内 健蔵	東京女子大学 現代教養学部 教授
	泉本 小夜子	公認会計士
	高橋 賢	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授
	山田 忠史	京都大学大学院 経営管理研究部 准教授 (工学研究科 都市社会工学専攻 准教授 兼任)
	横田 純子	特定非営利活動法人素材広場 理事長

1 郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会(親会)【4回開催】

開催日	議題
第1回 (平成28年7月25日)	ワーキンググループ(WG)の開催、郵政事業のユニバーサルサービスの現状、情報通信審議会答申概要、検討スケジュール(案)
第2回 (12月16日)	両WGの検討状況の報告
第3回 (平成29年6月13日)	両WGのこれまでの議論
第4回 (6月27日)	これまでの議論の整理(案)

2 現状と課題等に関するワーキンググループ【11回開催】

開催日	議題
第1回 (平成28年7月29日)	郵政事業のユニバーサルサービスの現状、情報通信審議会答申概要、検討スケジュール(案)、今後の主な検討事項
第2回 (9月13日)	我が国及び諸外国の郵便制度の現状、日本郵便株式会社ヒアリング(郵便サービス(第一種～第四種郵便物、郵便法に定める認可・届出)及び郵便局ネットワーク)
第3回 (10月17日)	郵便事業の収支状況の情報開示、第三種・第四種郵便物
第4回 (10月26日)	日本郵便株式会社ヒアリング(経営効率化、サービス改善・収入源拡大、第二種郵便物の利用構造)【非公開】
第5回 (11月15日)	郵便法に定める認可・届出
第6回 (11月22日)	WGのこれまでの検討状況【非公開】
第7回 (平成29年1月24日)	第三種・第四種郵便物に係る関係省庁ヒアリング①
第8回 (1月31日)	第三種・第四種郵便物に係る関係省庁ヒアリング②

2 現状と課題等に関するワーキンググループ【11回開催】(続き)

開催日	議題
第9回 (3月24日)	地域における郵便局ネットワークの現状について
第10回 (4月26日)	政策的低廉料金サービス、郵便法施行規則の改正、地域における郵便局ネットワークの維持、これまでの議論の整理
第11回 (5月31日)	これまでの議論の整理(親会への報告資料案)

3 コストの算定手法等に関するワーキンググループ【10回開催】

日程	議題
第1回 (平成28年8月2日)	郵政事業のユニバーサルサービスの現状、情報通信審議会答申概要、郵政事業のユニバーサルサービスコスト、検討スケジュール(案)、今後の主な検討事項
第2回 (9月20日)	情報通信審議会における郵政事業のユニバーサルサービスコストの算定の手法【非公開】
第3回 (10月28日)	諸外国における郵便のユニバーサルサービスコストの算定事例、日本郵便株式会社ヒアリング【非公開】
第4回 (11月25日)	コストの算定手法の検討に関する論点【非公開】
第5回 (平成29年1月27日)	コスト算定モデルの主な検討課題【非公開】
第6回 (2月22日)	コスト算定モデルの主な検討課題、日本郵便株式会社ヒアリング【非公開】
第7回 (3月9日)	コスト算定モデルの算定方法、コスト算定モデルの主な検討課題【非公開】
第8回 (3月27日)	コスト算定モデルの主な検討課題、コスト算定の意義、必要性、算定結果の活用可能性【非公開】
第9回 (4月25日)	これまでの議論の整理【非公開】
第10回 (5月24日)	これまでの議論の整理(親会への報告資料案)

課題（日本郵便から示された課題）

○郵便サービスの種別〔第一種（封書）・第二種（葉書）〕

1 物数の減少

平成13年度をピークに一貫して減少傾向。一方で、配達箇所数は横ばいであることから、物数の減少が営業費用の減少につながりにくい。

2 コスト増

大型郵便物（定形外）が近年増加の傾向。また、郵便物の厚さが3 cmを超えると持戻率が急増。

3 第二種の赤字

第二種郵便物は平成25年度から平成27年度まで大幅な赤字を計上。
〔H25:▲39億円、H26:▲215億円、H27:▲294億円〕

○政策的な低廉料金サービス〔第三種・第四種〕

1 制度の社会的意義

- ・ 定期刊行物の郵送購読者の負担軽減（第三種）
- ・ 公職選挙法に基づく選挙報道・評論の自由（第三種）
- ・ 盲人の福祉の増進（点字・特定録音物等）

2 環境の変化

- ・ 教育の普及・教育教材や教授方法の多様化（通信教育用）
- ・ 農産種苗の頒布・販売方法の多様化・販売拠点の増加（植物種子）
- ・ 学術研究に関する議論・発表の手法の多様化（学術刊行物）

3 赤字体質

第三種、第四種とも構造的な赤字。

平成27年度：第三種▲67億円、第四種▲11億円

4 承認条件等のチェックに係るコスト負担

第三種・第四種郵便物に係る承認・指定等の事務を専担で行う郵便審査事務センターの設置。

議論の整理

○日本郵便の経営の取組として郵便料金の見直しも選択肢（H28.12 WGにおける整理）

○日本郵便における郵便料金の見直しの届出の受理

- ・ 第二種 〔現行〕52円→〔改定〕一般62円、年賀52円
- ・ 定形外 所定の規格に収まるか否かで料金を分けて設定

⇒ 今後の郵便の利用動向などを注視。

その動向次第では、サービス水準や料金を含めて、総合的な検討が必要。

○年賀葉書について、利用者にとってより魅力的なものとなるよう様々な取り組みの検討が必要

○収支状況の一層の情報開示について郵便法施行規則の改正（平成29年3月31日公布・施行）

○ユニバ検討会において本年1月に関係省へのヒアリングを実施

<関係省の主な意見>

- ・ 紙でのやりとりの必要性やニーズがあり必ずしもICTで代替できず、低廉料金を見直した場合の影響は大きい。
- ・ 予算措置等は対応が困難。

○関係省へのヒアリングにおいては、定量的な数字に基づく必要性・妥当性の説明が不足しており、今後、特に、第四種（通信教育、植物種子等、学術刊行物）を中心に、速やかに確認・検証を行い、必要性等が確認できた場合であっても定期的な確認・検証は必要

課題（日本郵便㈱から示された課題）

○郵便法に定める認可・届出

- 1 郵便料金の認可・届出
(試行的役務についても料金届出が必要)
- 2 郵便業務管理規程の認可
(消費税増税対応時等における郵便切手等の料額印面を変更する際、審議会諮問の手続が必要)
- 3 郵便の業務の一部委託の認可
(受託者の変更等の場合に認可申請手続が必要)
- 4 郵便認証司
(制度の運用に負荷)

○郵便局ネットワークの現状

過疎地における郵便局ネットワークの維持

日本の社会において急速に進行している、少子高齢化、都市部への人口集中と過疎地の人口減少という現象を踏まえると、今後も効率的な経営に努めていくものの、現在の仕組みでこのまま過疎地の郵便局について、ユニバーサルサービスを維持し続けることが可能かは重要な課題と認識

○ユニバーサルサービスコストの算定手法の検証

情報通信審議会では、郵便モデル、郵便局窓口モデルについて、NAC法※を採用し、その試算結果を平成27年度に公表。

※NAC法：仮にユニバーサルサービスの提供義務がなくなり、事業体が大不採算地域・役務等のサービス提供を停止することにより、節約できる純費用（利益改善額）をユニバーサルサービスコストとする手法。

議論の整理

○日本郵便の事務的負担の軽減を図るため、必要な見直しを検討（H28.12 WGにおける整理）

○省令事項について郵便法施行規則の改正※（平成29年3月31日公布・施行）
※ 事後届出となる料金の対象範囲の拡大など

○法律改正事項についても継続的に検討

○上記以外の事項についても、社会情勢の変化、日本郵便の要望等を踏まえつつ検討（「働き方改革」の実行後の日本郵便への影響（特にサービス水準への影響）などに留意）

○日本郵便における、地方公共団体事務の取扱い、みまもりサービス、マイナンバーカードを活用したキオスク端末の導入などの取組の推進

○日本郵政グループ等の意向を踏まえつつ、コスト負担や制度の在り方については引き続き検討

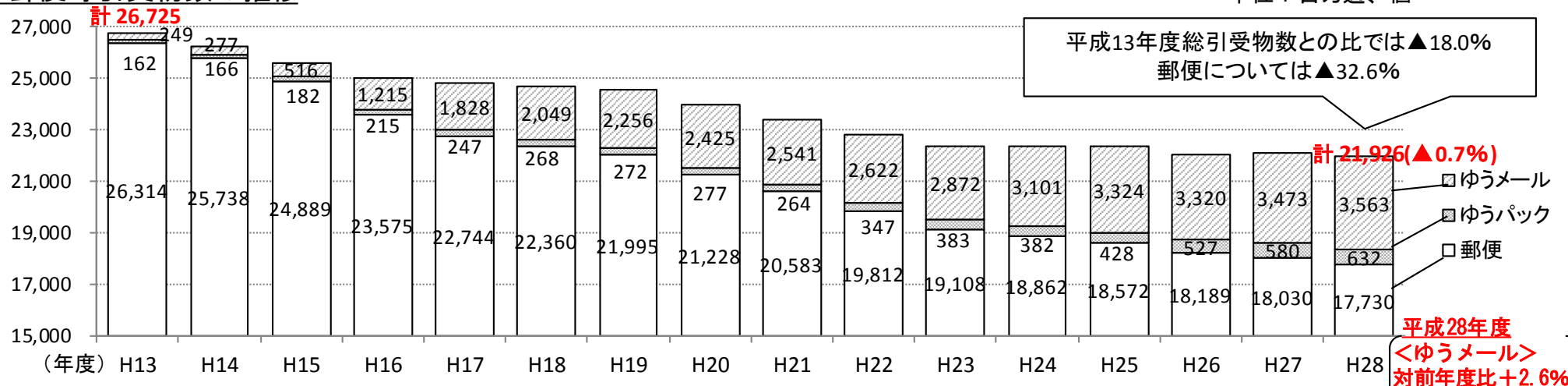
○情報通信審議会で示された算定手法は、一部改善を要するものの、おおむね適当

○郵便・物流ネットワークの再編、郵便料金改定の影響等を反映するため、平成29年度以降のデータを基に、平成30年度以降に算定することが適当

- 平成28年度の総引受物数（荷物含む）は、27年度比0.7%の減少となった。
（郵便引受物数は、平成13年度のピークから毎年減少し、平成28年度はピークと比べ、32.6%の減少。）

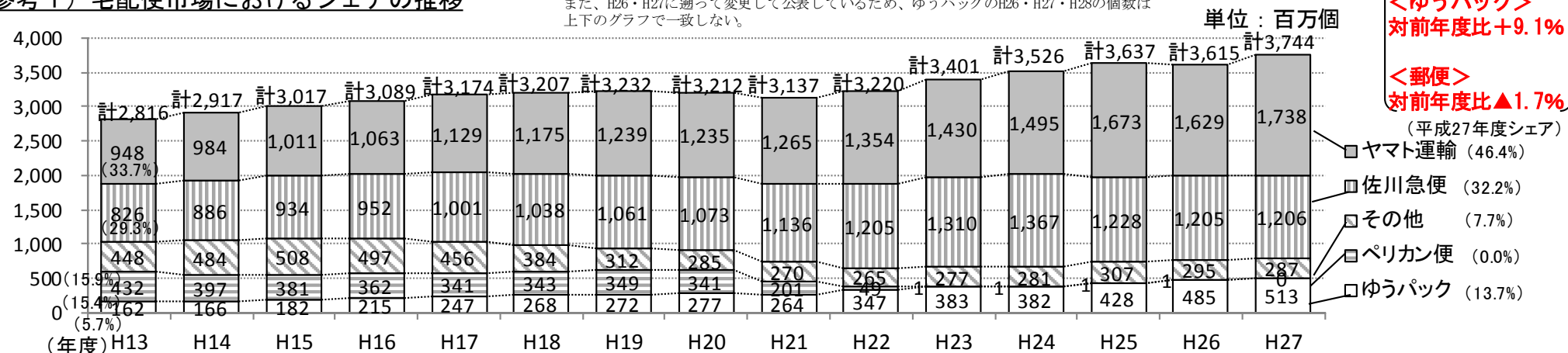
○郵便等引受物数の推移

単位：百万通、個



（参考1）宅配便市場におけるシェアの推移

※日本郵便においてH28. 10からゆうパケットの分類をゆうメールからゆうパックに変更し、また、H26・H27に遡って変更して公表しているため、ゆうパックのH26・H27・H28の個数は上下のグラフで一致しない。



（参考2）配達箇所数の推移

平成20年度	平成22年度	平成25年度	平成26年度
58,901千箇所	61,644千箇所	61,790千箇所	60,581千箇所

○郵便・物流事業セグメントにおける営業利益の推移

(単位：億円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
営業利益 (郵便・物流事業セグメント)	448	427	▲1,034	▲223	374	94	▲103	67	100

※ 日本郵便(株)決算(単体)より。平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。

※ 郵便及び荷物(金融窓口事業セグメントにおける郵便窓口業務を除く)の他に、印紙売りさばき、現金書留用封筒等の販売、ロジスティクス事業等に係る収支を含む。

○郵便の種類別収支の推移

(単位：億円)

営業利益	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
郵便物	504	589	288	678	767	374	115	123	128
内国郵便	437	535	172	547	614	217	▲7	6	▲15
第一種	804	688	366	548	458	273	123	119	126
第二種	▲67	▲73	▲199	▲8	83	▲39	▲215	▲294	▲298
第三種	▲105	▲89	▲89	▲67	▲61	▲63	▲66	▲67	▲65
第四種	▲18	▲21	▲14	▲11	▲11	▲12	▲13	▲11	▲12
特殊取扱(義務)	▲177	29	108	85	145	59	162	258	71
特殊取扱(任意)									164
国際郵便	68	54	116	130	153	157	122	117	143
通常	—								▲1
小包									52
EMS									92

※ 平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。

(参考) 荷物の収支の推移

(単位：億円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
営業利益	▲36	▲127	▲1,185	▲774	▲416	▲332	▲208	8	28

※ 平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。

平成28年度業務区分別収支

〔単位：億円〕

	ユニバーサルサービス及び密接に関連する業務			第四号 (その他)	計
	第一号 (郵便業務等)	第二号 (銀行窓口業務等)	第三号 (保険窓口業務等)		
営業収益	13,901	5,593	3,596	6,586	29,676
営業費用	13,801	5,460	3,418	6,310	28,989
営業損益	100	133	178	276	686

(注) 第一号：郵便、印紙の売りさばき業務 等

第二号：銀行代理業務のうち、通常貯金・定期貯金・為替 等

第三号：保険業務のうち、終身保険・養老保険の募集 等

第四号：荷物、金融ユニバ外商品、不動産、物販 等

(参考) 平成27年度業務区分別収支

〔単位：億円〕

営業収益	14,024	5,640	3,419	6,267	29,351
営業費用	13,946	5,552	3,272	6,204	28,973
営業損益	79	88	148	64	378

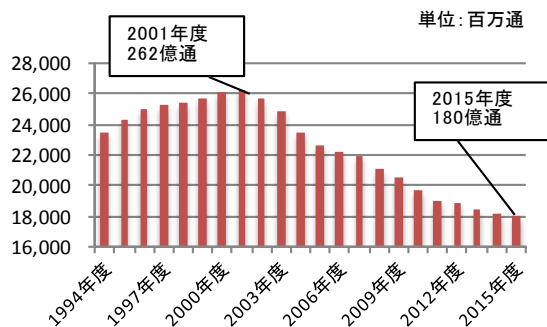
- 第二種郵便物(はがき)の料金を値上げ(通常はがきは52円⇒62円)。ただし、年賀はがきの料金は据え置き。
- 定形外郵便物の料金を郵便受箱投函に適した規格に収まるか否かにより分けて設定し、規格内に誘導。

※2016年12月22日に日本郵便から総務省へ届出、2017年6月1日から料金の見直しを実施

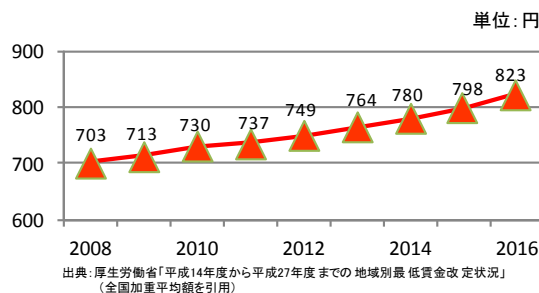
1 郵便料金見直しの背景

- 郵便料金は、1994年の改定以来、実質的に23年間据置き。(2014年の消費税増税時を除く。)
- 内国郵便物数は、2001年度の262億通をピークに2015年度は180億通にまで減少。(14年間で約▲31%、年間約▲2%)
- 社会保険料負担の増加や労働力ひっ迫による人件費単価の上昇等は、郵便事業の収支にも影響。
- 特に第二種郵便物(葉書)は、近年、赤字が拡大。(2015年度▲294億円)
- 大型の郵便物が増加しており、郵便受箱に入らず持戻り・再配達が増加。

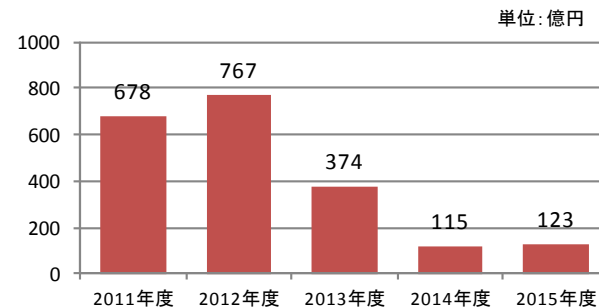
(参考1) 内国郵便物の取扱物数推移



(参考2) 最低賃金の推移



(参考3) 郵便の営業利益の推移



2 郵便料金見直しの概要

(1) 第二種郵便物の料金

現行
52円



	改定後
一般の葉書 (年賀葉書以外)	62円
年賀葉書※	52円 (据置き)

※ 表面に「年賀」と朱記して12月15日から1月7日までの間に差し出されたもの

(2) 定形外郵便物の料金

重量	現行
～50g	120円
～100g	140円
～150g	205円
～250g	250円
～500g	400円
～1kg	600円
～2kg	870円
～4kg	1,180円



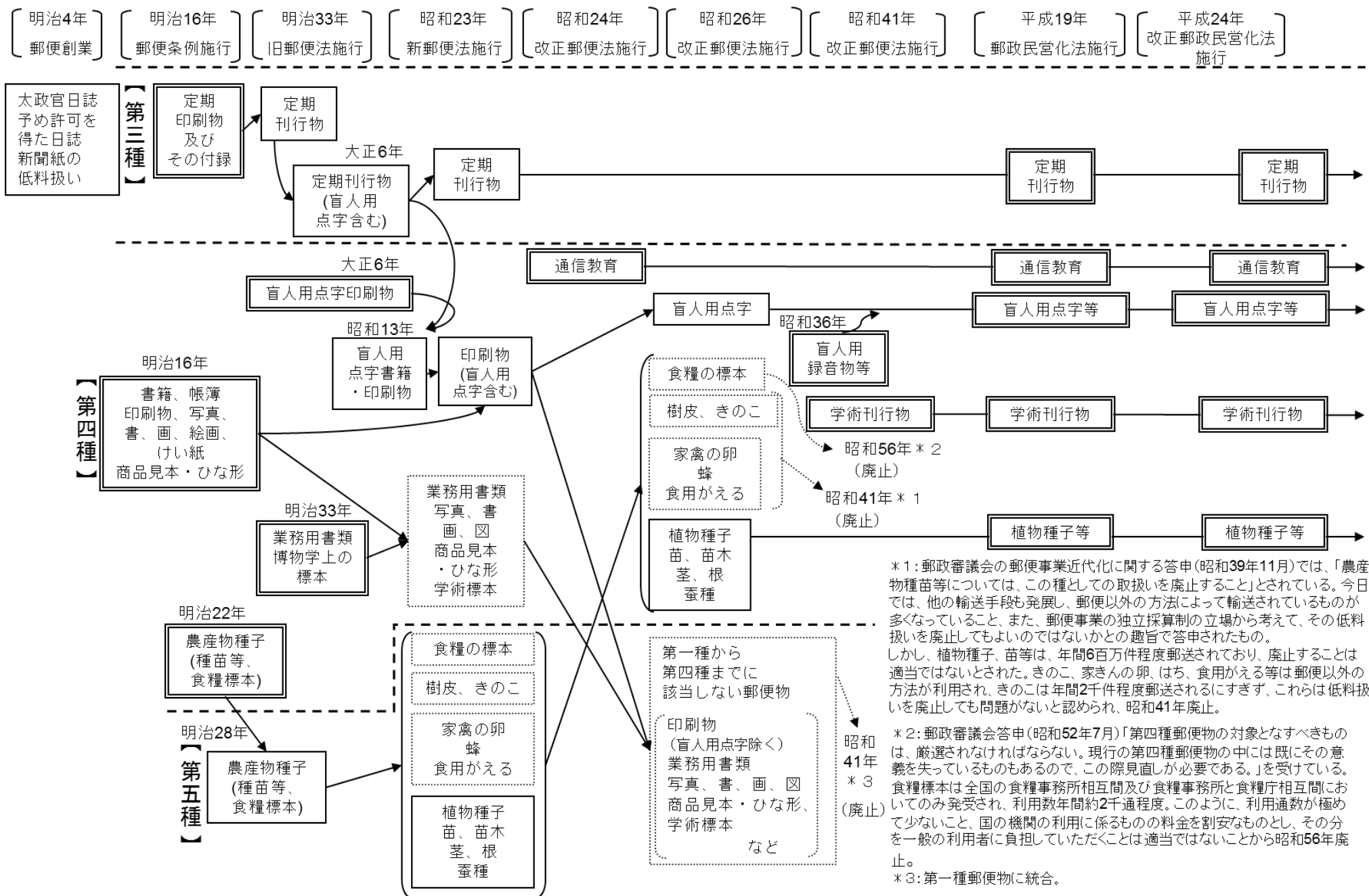
改定後	
規格内 (郵便受箱投函に適したもの)	規格外 (郵便受箱投函に適さないもの)
120円	200円
140円	220円
205円	290円
250円	340円
380円	500円
570円	700円
取り扱わない	1,020円
	1,330円

※ 料金設定の考え方

- 郵便受箱投函及び大型郵便物区分機処理に適した郵便物の大きさ
→ 長辺34cm、短辺25cm、厚さ3cm及び重量1kg以内
- 厚さ3cmを超えると持戻率は増加

⇒ 長辺34cm、短辺25cm、厚さ3cm及び重量1kg以内の規格に収まるか否かで料金体系を分けて設定し、規格内に誘導。

※ゆうメールについても同様の料金体系に改定



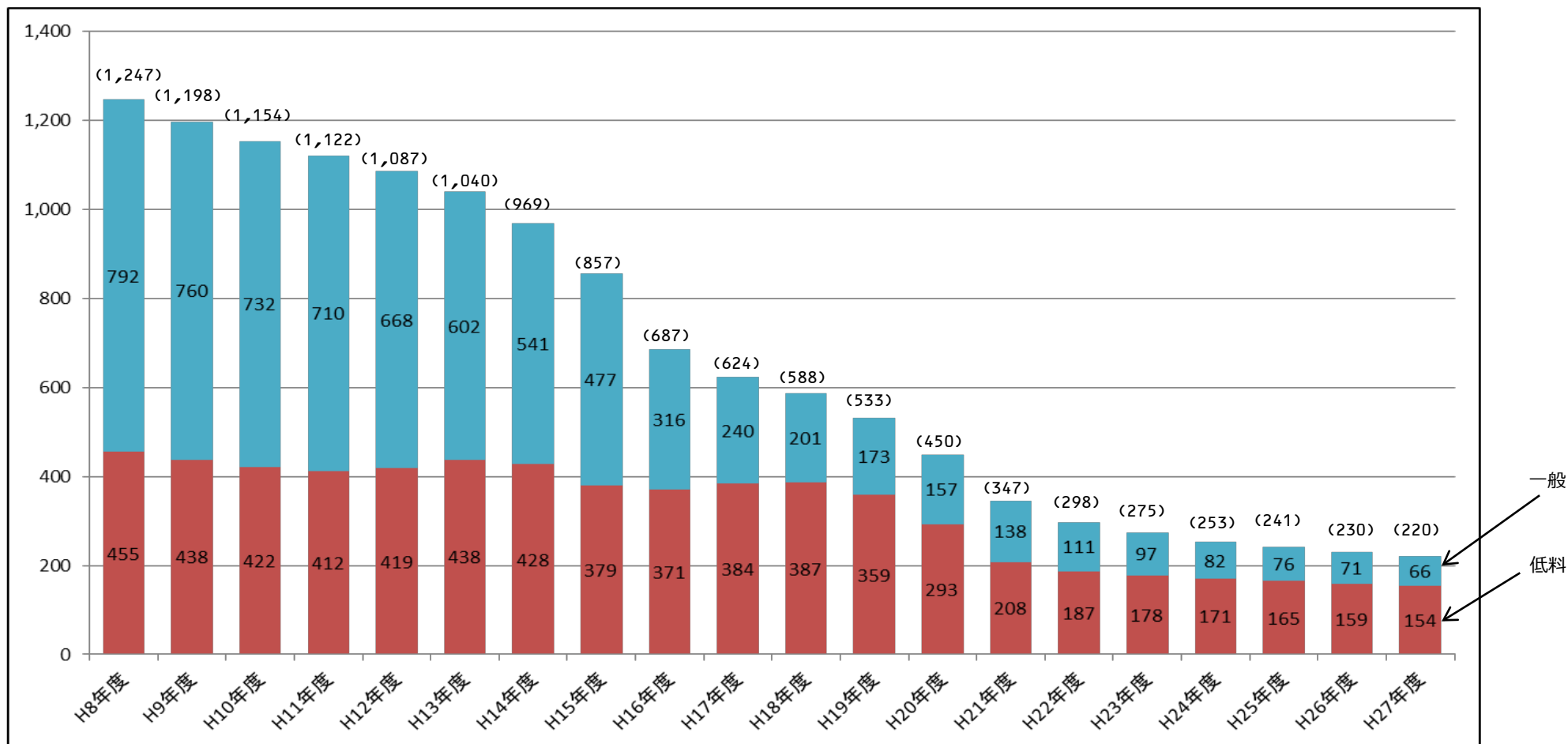
区別		概要	目的	料金 (最低料金)	第一種郵便物 との料金比較
1 第三種郵便物 (1) 下記以外のもの (2) 月3回以上発行の新聞紙 (3) 心身障害者団体発行のもの		一定の条件を具備する定期刊行物であって会社が第三種郵便物として承認したものを内容とするもの。 (郵便法第22条) *月3回以上発行の新聞紙、心身障害者団体発行のもの等の区別は法律上の区分ではなく、料金表における区分。	新聞・雑誌等の定期刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図り、その入手を容易にし、もって国民文化の発展に資するために、低廉な料金としている。	50 g まで 62円	50 g まで 規格内* 120円 規格外 200円
				50 g まで 41円	
	ア 毎月3回以上発行の新聞紙			50 g まで 8円	
	イ ア以外のもの			50 g まで 15円	
2 第四種郵便物 (1) 通信教育用		法令により監督庁の認可又は認定を受け通信教育を行う学校又は法人とその受講者との間に発受される通信教育用の教材等を内容とするもの。 (郵便法第27条第1号)	教育の普及に資するため、低廉な料金としている。	100 g まで 15円	100 g まで 規格内 140円 規格外 220円
(2) 点字		点字のみを内容とするもの。 (郵便法第27条第2号)	盲人の福祉の増進に資するため、料金を無料としている。	無料	50 g まで 規格内 120円 規格外 200円
(3) 盲人用録音物等		盲人用録音物又は点字用紙を内容とし、盲人の福祉を増進することを目的とする施設（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）において発受するもの。 (郵便法第27条第3号)		無料	50 g まで 規格内 120円 規格外 200円
(4) 植物種子等		植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの。 (郵便法第27条第4号)	農業の生産性向上に資するため、低廉な料金としている。	50 g まで 72円	50 g まで 規格内 120円 規格外 200円
(5) 学術刊行物		学術団体がその目的達成のために、年1回以上継続して発行する学術に関する刊行物（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）を内容とし、発行人又は売りさばき人から差し出されるもの。 (郵便法第27条第5号)	学術研究の振興に資するため、低廉な料金としている。	100 g まで 36円	100 g まで 規格内 140円 規格外 220円

※規格は、長辺34cm以内、短辺25cm以内、厚さ3cm以内

○ 第三種の引受物数は、一般、低料ともに連続して減少。

【第三種】

単位：百万通

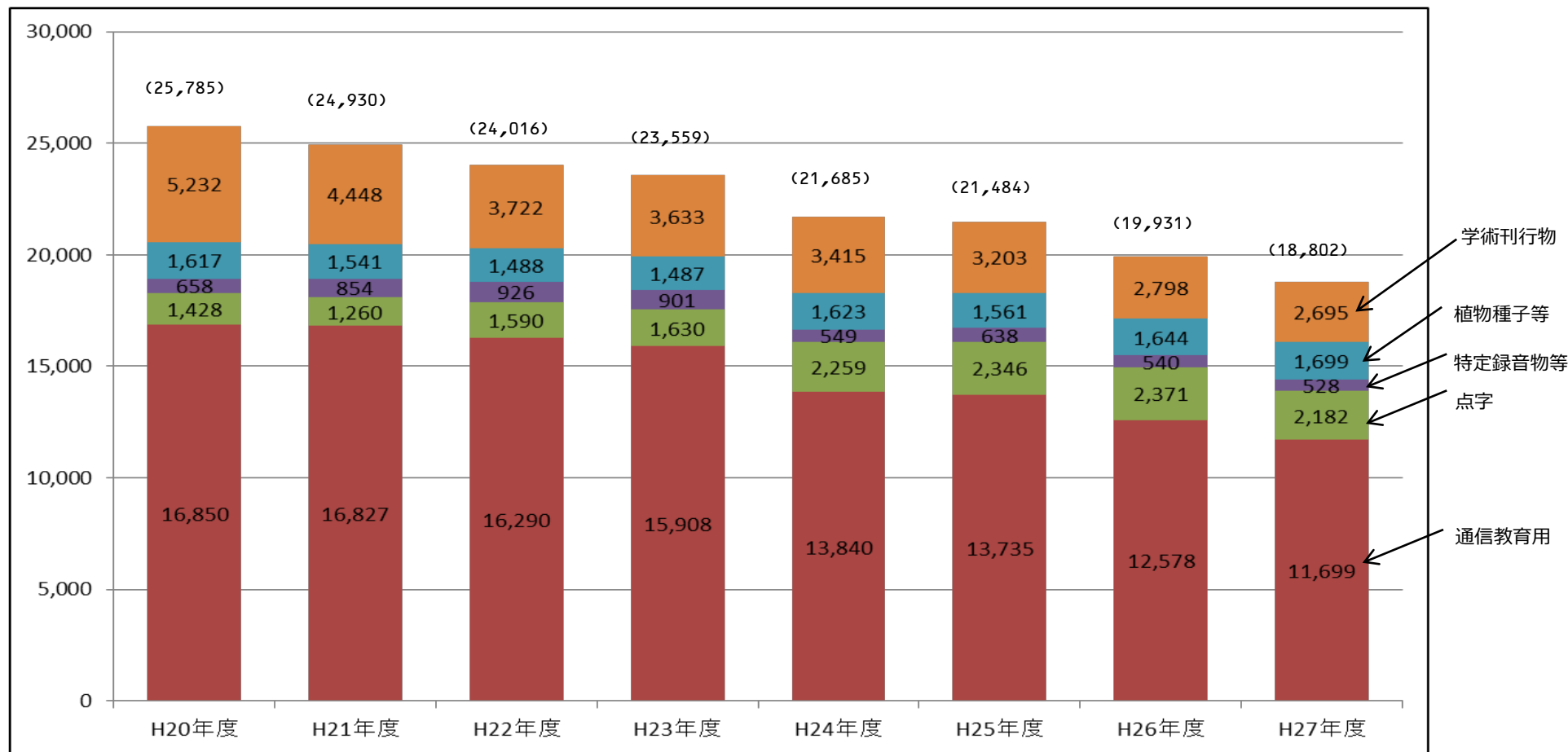


※()内は第三種の総通数

- 第四種の引受物数の内訳を調査している平成20年度(2008年度)以降の物数をみると、点字が増加傾向、植物種子等はほぼ横ばい。その他は減少している。

【第四種】

単位：千通



※()内は第四種の総通数

「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会（現状と課題等に関するWG）」において、日本郵便からヒアリングで示された課題（要望事項）を中心に議論し、整理された結果を踏まえ、省令にかかわる事項については今般必要な改正を行ったもの。【3月31日公布・施行】

郵便法に定める認可・届出に対する日本郵便（株）の要望事項等（日本郵便（株）のヒアリングで示された課題等）

1 郵便料金の認可・届出（試行的役務）

試行的役務についても料金届出が必要（料金については、約款認可のような軽微事項の例外なし）。

2 郵便業務管理規程の認可

消費税増税対応や料金改定時における郵便切手等の料額印面を変更する際、郵便業務管理規程の変更認可の審議会諮問の手続を経る必要。

3 郵便の業務の一部委託の認可

個別の受託者の個別の受託業務ごとに認可が必要となっており、受託者が変更した場合や既存受託者の受託業務追加の場合などにおいて認可申請手続が必要。

4 郵便認証司

郵便認証司の任命には、郵便局で必要な郵便認証司の数の調査、本社への報告、本社での候補者名のチェック、総務省への推薦の作業が必要。また、任命後は本社から任命書を各郵便局に送付するなど、制度の運用に負荷。

5 郵便事業の収支状況の情報開示

郵便事業の収支状況の具体的な区分については法令上定めがない。

総務省における対応

 : 今回、郵便法施行規則で改正

① 事後届出となる料金の対象範囲の拡大

速達等を除く任意の特殊取扱等の新規サービス（これらの試験的役務を含む）の料金についても、事後届出とする。

② 郵便約款の認可が不要となる対象範囲の拡大

全国的に行う試験的役務についても、「地域」の限定を不要とし郵便約款の認可を不要とする。

③ ①以外の試験的役務の料金規制については今後検討。【法律】

○ 郵便料金の改定に伴う関連手続きの廃止

消費税増税時などの郵便料金改定に合わせて行われる郵便切手等の発行について、（その金額の種類の記載を不要とし、）郵便業務管理規程の認可を不要とする。

○ 定型的で多数の者への委託が想定される業務を日本郵便（株）に確認の上、基準認可の可否について今後検討。【法律】

① 郵便認証司の兼業承認を不要とする対象範囲の明確化

郵便認証司の兼業承認が不要となるよう根拠となる規定を整備する。

具体的には、兼業承認が不要となる対象を通知文書で明記する。

[参考] この他、郵便認証司の罷免に係る報告の頻度（毎月1回→半年に1回）にかかる通知文書を見直す。

② 制度に係る課題は、制度創設趣旨等を踏まえ、今後検討。【法律】

○ 郵便事業の収支状況にかかる区分の明確化（情報開示）

内国郵便については、第一種から第四種郵便物、義務的特殊取扱及び任意特殊取扱の6区分に、国際郵便については、通常郵便物、小包郵便物及びEMS郵便物の3区分とする収支状況の報告・公表を行うものとする。

① 事後届出となる料金の対象範囲の拡大

事後届出の対象範囲

速達等を除く任意の特殊取扱等※
(これらの試験的役務を含む)の料金※代金引換、電子郵便、
配達日指定郵便など

料金を新規に定める場合×

料金を変更する場合○

料金を新規に定める場合○

料金を変更する場合○

④ 郵便認証司の兼業承認を不要とする対象範囲の明確化

兼業承認が必要

一部兼業承認が不要※

兼業承認を不要とする
根拠規定を整備。
合わせて、運用通知を整備。※一定規模未満の営利事業(農業等、
不動産賃貸業、太陽光発電による売
電に限る。)に従事する場合

② 郵便約款の認可が不要となる対象範囲の拡大

認可が不要となる対象範囲

地域

及び

期間

を限定した
試験的役務

期間

を限定した
試験的役務※「地域」の限定がなくなり、
全国的な試験的役務が約款の
認可を受けずに実施可能に

⑤ 郵便事業の収支状況にかかる区分の明確化(情報開示)

収支状況の具体的な区分
について法令上定めがない収支状況の具体的な区分を明確
化(制度的に担保)

種類別	営業利益
内国郵便	
第一種	
第二種	
第三種	
第四種	
特殊取扱	
国際郵便	

種類別	営業利益
内国郵便	
第一種	
第二種	
第三種	
第四種	
義務的特殊取扱	
任意の特殊取扱	
国際郵便	
通常郵便物	
小包郵便物	
EMS郵便物	

③ 郵便料金の改定に伴う関連手続きの廃止

郵便業務管理規程

発行する郵便切手等の
金額について認可が必要

種類	金額
郵便切手	1、2、3・・・52、 70、82・・・

発行する郵便切手等の
金額について認可が**不要**

種類	金額
郵便切手	1、2、3・・・52、 70、82・・・

○ 郵便局の合計数は、公社時代は減少し、民営化後は大きな変化なく推移

直営局：20,241(民営化時) → 20,158(H29.3末)[▲83]、簡易局：4,299(民営化時) → 4,263(H29.3末)[▲36]

○ H29.3末現在 計24,421局

直営局：20,158局(うち一時閉鎖67局(うち震災の影響42局)) 簡易局：4,263局(うち一時閉鎖285局(うち震災の影響14局))

【郵便局数の推移】(単位：局。下段()書きは、対前年度増減数)

	H18.3末	H19.3末	H19.10.1 (民営化時)	H20.3末	H21.3末	H22.3末	H23.3末	H24.3末	H24.10.1 (統合時)	H25.3末	H26.3末	H27.3末	H28.3末	H29.3末
計	24,631 (▲47)	24,574 (▲57)	24,540	24,540 (▲34)	24,539 (▲1)	24,531 (▲8)	24,529 (▲2)	24,514 (▲15)	24,537	24,525 (11)	24,511 (▲14)	24,470 (▲41)	24,452 (▲18)	24,421 (▲31)
直営郵便局	20,221 (▲10)	20,218 (▲3)	20,241	20,243 (25)	20,246 (3)	20,236 (▲10)	20,233 (▲3)	20,217 (▲16)	20,240	20,227 (10)	20,209 (▲18)	20,187 (▲22)	20,165 (▲22)	20,158 (▲7)
簡易郵便局	4,410 (▲37)	4,356 (▲54)	4,299	4,297 (▲59)	4,293 (▲4)	4,295 (2)	4,296 (1)	4,297 (1)	4,297	4,298 (1)	4,302 (4)	4,283 (▲19)	4,287 (4)	4,263 (▲24)
うち一時 閉鎖局	222 (60)	307 (85)	417	438 (131)	354 (▲84)	242 (▲112)	255 (13)	228 (▲27)	240	232 (4)	221 (▲11)	218 (▲3)	258 (40)	285 (27)

1 上記局数には、分室及び一時閉鎖局を含む。

2 一時閉鎖局とは、その受託者の都合等により5日間以上閉鎖している郵便局をいう。

【過疎地における営業中の郵便局数の推移】(単位：局)

	郵便局株式会社 ※1							日本郵便株式会社 ※2				
	H19.10.1	H20.3末	H21.3末	H22.3末	H23.3末	H24.3末	H24.9.30	H24.10.1	H25.3末	H26.3末	H27.3末	H28.3末
総数	7,355	7,346	7,376	7,407	7,348	7,379	7,377	7,679	7,690	7,698	7,692	7,665
直営郵便局	5,460	5,461	5,460	5,459	5,410	5,434	5,433	5,663	5,664	5,664	5,655	5,642
簡易郵便局	1,895	1,885	1,916	1,948	1,938	1,945	1,944	2,016	2,026	2,034	2,037	2,023

※1 旧郵便局株式会社法における「過疎地」とは、H19.10.1時点において、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法及び沖縄振興特別措置法に指定された地域を指す。

※2 日本郵便株式会社法における「過疎地」とは、H19.10.1以降新たに上記7法に指定された地域を含めた地域を指す。

- 郵便局の設置については、あまねく全国において利用されることを旨として、原則いずれの市区町村においても一以上の郵便局を設置することが義務づけられている。
- 特に過疎地については、改正郵政民営化法の施行の際の水準を保つことが義務づけられている。

○日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)(抄)

(責務)

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

(郵便局の設置)

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

2 (略)

○日本郵便株式会社法施行規則(平成19年総務省令第37号)

(郵便局の設置基準等)

第四条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村(特別区を含む。)においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所(関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。)が当該市町村(特別区を含む。)において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所(関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。)が当該市町村(特別区を含む。)において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

- 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
- 二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。
- 三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

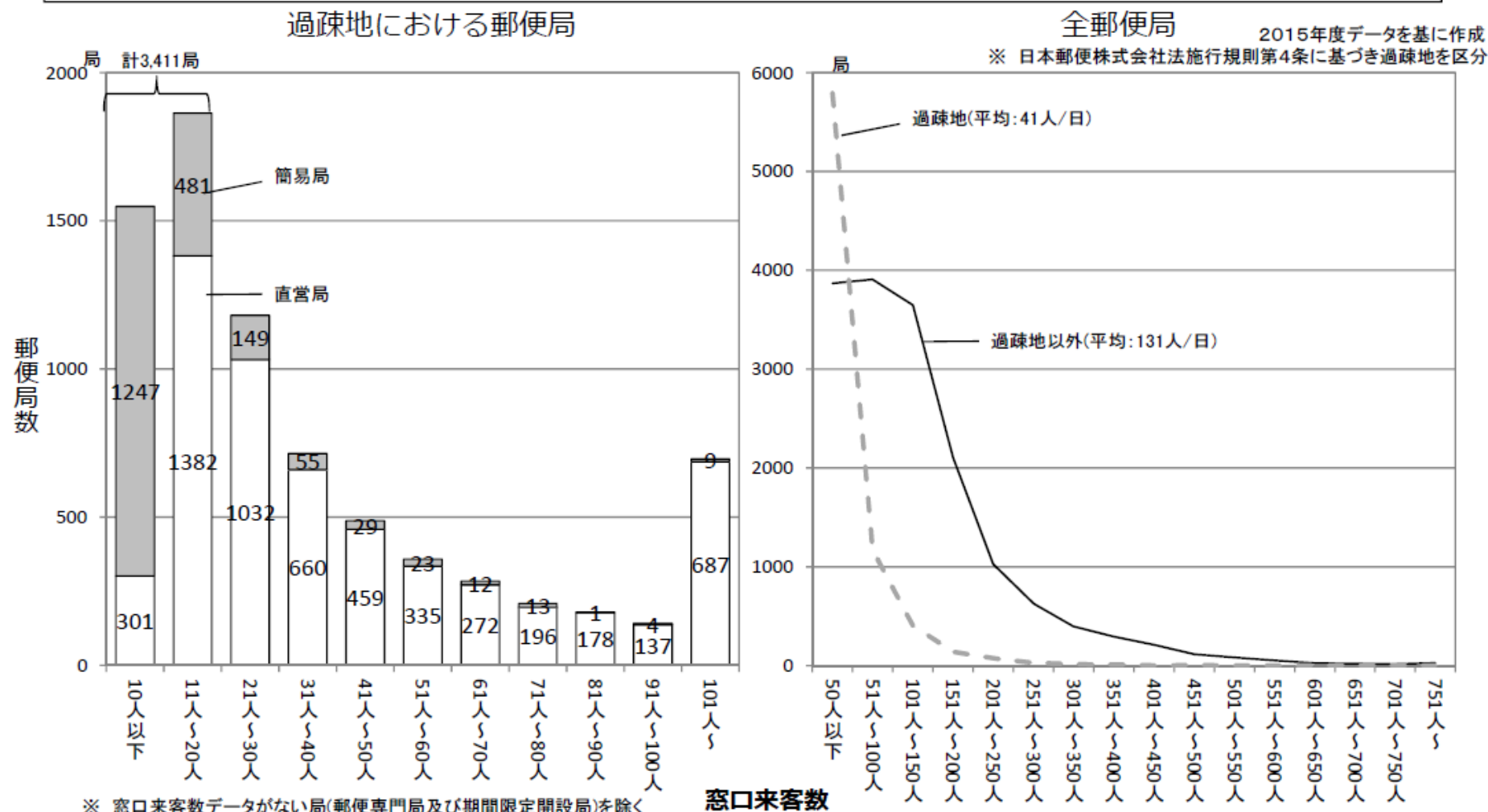
3 前二項の規定によるほか、会社は、会社の営業所であつて郵便窓口業務を行うもののうち銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを郵便局に準ずるものとして前項に掲げる基準により設置しなければならない。

4 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する簡易郵便局は、前項の規定の適用については、同項に規定する会社の営業所とみなす。

5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 六 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第二項の規定により公示された地域
- 七 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

- 過疎地の郵便局のうち、約半数が窓口来客数(※)20人/日以下。
 - そのうち半数が窓口来客数10人以下であり、大半は簡易郵便局。
- 平均窓口来客数は、過疎地の郵便局が41人/日であり、過疎地以外の郵便局が131人/日。
- ※ 郵便局の業務量から、当該局窓口(ATM利用を除く)における来客数を推計したもの



I 郵便局窓口における地方公共団体事務の取扱い

- 1 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(平成19年10月1日施行)に基づき、当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる事務
(平成29年5月末現在)

サービスメニュー	市区町村	郵便局
証明書交付事務	170	602
① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等	147	556
② (地方税の) 納税証明書	121	496
③ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書	169	599
④ 戸籍の附票の写し	126	473
⑤ 印鑑登録証明書 ※証明書登載の者・本人の請求に係るものに限る	169	601

- 2 受託窓口事務(105県市区町村、3,010局で実施(平成29年5月末現在))

バス回数券等の販売、ごみ処理券の販売、し尿処理券の販売、入場券の販売、商品券の販売、ごみ袋の販売、バス利用券等の交付等

II 郵便外務員を活用した取組

- ひまわりサービス(101自治体、86局で実施(平成29年2月末現在))

地方公共団体又は社会福祉協議会との協定に基づき、過疎地域において、原則として70歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象に、日本郵便株式会社の外務員による励ましの声かけ、集荷サービス等を実施

- 地方公共団体受託業務(17自治体、15局で実施(平成29年3月1日現在))

地方公共団体からの委託を受け、外務員を活用した業務を実施(高齢者等への生活状況の確認、日用品の注文・図書の貸出の受付、廃棄物等の不法投棄の見回り)

III その他新規の取組

- 郵便局のみまもりサービス(全国13都道府県738局で試行実施)

高齢者の自宅を訪問し生活状況を確認、遠方のご家族等あて状況を報告する等のサービスを実施。平成27年7月からサービス内容の拡充(定期訪問の滞在時間帯別の2コース化等)、平成27年10月より対象地域の拡大(56市町村567局→83市町村738局)等を実施。平成29年1月の利用者人数は194人。

■ 郵便局のみまもりサービスは、平成25年10月から試行実施(13市町村・103局)。その後、サービス内容の変更・追加、試行地域の拡大を図り、現在、83市町村738局でサービス提供中。

1. 郵便局のみまもりサービスの内容

分類			概要	料金(税別)	
				基本料金	追加料金
基本サービス	定期訪問	30分コース (月1回)	高齢者等の自宅へ訪問し、生活状況を確認。 生活状況の結果を指定のご家族等へ報告。 (報告書は、月1回提出)	月額1,980円	30分1回追加 1,500円
		60分コース (月1回)		月額2,480円	60分1回追加 2,000円
	24時間電話相談		生活、医療機関の紹介など何でも相談できる24時間対応の電話サービス。	— (基本料金内)	
	かんぽの宿の宿泊割引		かんぽの宿等を利用する場合に、宿泊料を割引。	— (基本料金内)	
主なオプションサービス	駆けつけサービス		セコム及びALSOK(総合警備保障)と提携し、両社が提供する、みまもり用の端末について日本郵便が販売斡旋を行う。これにより、契約者等からの要請に応じて、警備会社が高齢者宅への駆けつけを行う。	・みまもり用の端末利用料金 1,800円～3,100円/月 ・駆けつけ利用料金 3,000円～10,000円/月	
	郵便局のみまもりでんわ		オートコールによる毎日の体調確認サービス(電話応答時に、高齢者がボタンを押しすることで申告した体調の情報をメールで子世代へ報告する)	固定電話コース月額 980円 携帯電話コース月額 1,180円	

※ 郵便局のみまもりでんわは、お客さまの希望に応じ単独でのサービス利用も可能。

2. IBM、Appleとの業務提携による実証実験

- 平成27年4月、日本郵政グループ4社は、IBM、Appleと業務提携し、タブレット端末を活用した高齢者向け生活サービスの実証実験を行うことを発表。
- 平成27年10月29日から平成28年3月末までの予定で、山梨県、長崎県のモデル自治体等において、モニター（親世代 約1千名）に対し、iPadを無償で貸与することにより、以下の実証実験を開始。実験の効果を見極めるため、平成28年9月末まで延長し、実証実験終了。

(1) ICTを活用した「みまもりサービス」

iPad内蔵アプリを利用して、親世代の健康確認や服薬確認を、子世代が行うことができる。

（親世代が自身の体調や服薬状況をiPadに入力することにより、子世代の端末へ毎日その状況が報告される。）

(2) 親世代・子世代向けの「コミュニケーションサービス」

① ご家族ホットライン

iPad内蔵アプリを利用（「Face Time」）して、テレビ電話で会話をすることができる（最大20人をアプリに事前登録）。

② ご家族アルバム

子世代の写真をクラウドで共有化し、iPadのスクリーンセーバ化を行う。

(3) 「買い物支援サービス」

iPad内蔵アプリを利用して、イオン、地場スーパー（山交百貨店（山梨県）、スーパーサイキ（長崎県対馬市）、タマヤ（長崎県西海市））と提携し、買物の注文をすることができる。（日本郵便は、イオン、地場スーパーが受注・梱包した商品を、集荷・配達する。）

(4) 「地域情報サービス」（準備ができた自治体から開始）

① 地域のお知らせ

自治体が提供する広報誌等のコミュニティー情報をiPad内蔵アプリで提供。

② 生活支援（モデル自治体のみ）

iPad内蔵アプリを利用して、お年寄りが必要とする軽作業（電球の交換等）の依頼情報を、社会福祉協議会等に提供する。

3. みまもりサービスの本格実施について

平成25年10月より一部地域で試行実施していた「みまもりサービス」について、平成29年10月から全国で本格実施予定。

◆ 長門日本郵政社長の定例会見における発言（平成29年6月28日）抜粋

日本郵便による「みまもりサービス」についてのご報告です。かねてより事業化に向けて検討してきた郵便局の「みまもりサービス」について、基本的な方針を固めましたのでご報告申し上げます。郵便局の「みまもりサービス」とは、みまもり訪問サービス、二つ目にみまもり電話サービス、三つ目に駆け付けサービスの3種類のサービスの総称でございます。

（中略）

この三つのサービスについて、2017年、今年の8月から全国の直営郵便局にて申し込みの受け付けを開始し、2017年10月から全国でサービス提供を開始する方向で、今、最終準備中でございます。具体的な開始期日、料金の詳細などについては、システム判定等準備状況を踏まえた上で、改めて7月下旬ごろにプレスリリースさせていただく予定です。

(基本コンセプト) コンビニ交付サービスの全国展開を推進し、国民が「いつでも・どこでも・なんでも」証明書等の交付サービスを受けることができる環境の構築を目指す。

課題	全国展開に向け講じる方策(特に小規模市町村に対する対応が必要)	
費用負担の緩和	「廉価版クラウド」の導入 (イニシャルコスト削減)	・ J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版クラウド」(住・印対象)を導入を検討(費用は最大5割削減)。平成29年度サービス開始予定。
	J-LIS運営負担金の削減 (ランニングコストの削減)	・ 今後参加団体数が増加する見込みを踏まえ、平成29年度から負担金総額を10%削減。負担金の減額幅は小規模市町村に配慮。 (人口100万以上:3%~町村:30%減額) ・ さらに今後の参加団体数の推移に応じ、2年ごとに負担金の見直しを検討
	コンビニ事業者へ支払う手数料引下 (ランニングコストの削減)	・ 参加団体数の増加見込等を踏まえ、市区町村がコンビニに支払う手数料について、平成29年度より減額する方向で最終調整を行い、確定次第速やかに公表。
国民の利便性向上	庁舎における自動交付機 (キオスク端末)の設置促進	・ 国民の利便性向上・市区町村の業務効率化につながる庁舎自動交付機設置の検討を要請
	郵便局における自動交付機 (キオスク端末)の設置促進	・ 日本郵便の地域貢献の一環として、郵便局におけるキオスク端末の設置を推進。(市区町村への設置スペース等の無償提供、日本郵便による試行設置)
	交付可能証明書類の統一 (戸籍証明書導入の促進)	・ J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版戸籍コンビニ交付システム」の導入を検討(費用は最大5割削減)。平成29年度サービス開始予定。

【導入拡大に向けた新たな目標】

- ・ 国民の利便性向上のため、最終的には全市町村がコンビニ交付に参加するよう導入を促す。
- ・ 当面の目標としては、平成29年度から平成31年度までの3年間を集中取組期間として設定し、本アクションプログラムに基づき、コンビニ交付未参加団体の導入を促進。平成31年度末における実施団体の人口の合計が1億人を超えることを目指す。

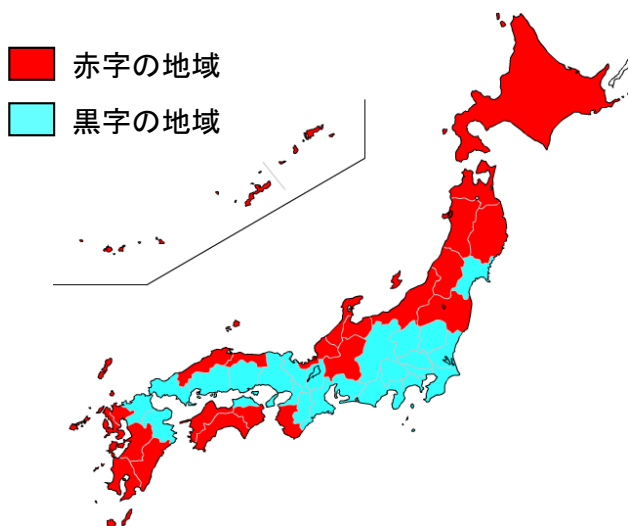
【地方財政措置の拡充】

- ・ コンビニ交付サービス導入にかかる地方財政措置の期限を平成31年度まで延長。導入後3年間措置を講じる。
- ・ 全ての証明書(特に戸籍)導入を推進するため、特別交付税措置の措置上限額を5,000万円から6,000万円に引き上げ。

ユニバーサルサービスコストの算定方法

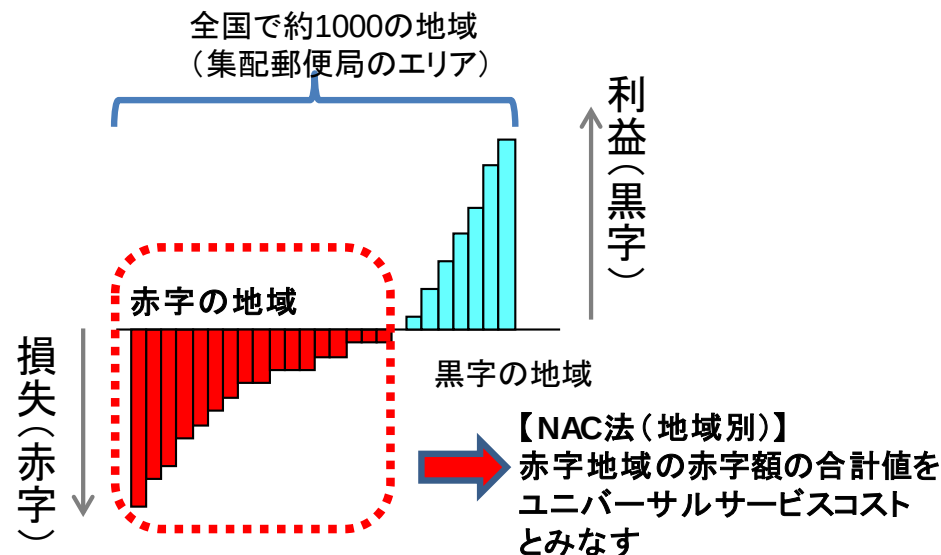
○ユニバーサルサービスコストについては、赤字地域における赤字総額をユニバーサルサービスコストとするNAC法（Net Avoidable Cost：回避可能費用法）により算定。

地域別の収支状況（※イメージ）



収支の順番に整理

【NAC法（地域別）】



郵政事業のユニバーサルサービスコストの試算

・赤字の集配郵便局エリアの赤字額の合計を試算。

⇒仮に、ユニバーサルサービスの提供義務がなくなり、日本郵便株式会社が赤字の集配郵便局エリアのサービスを停止した場合に、節約できると仮想される純費用（＝利益改善額）として試算。

・現状では、全体の収支として黒字を計上。郵便役務は少数の黒字集配局エリアの利益で赤字額をカバー。

・なお、今回の試算では、経営効率化、外部要因等が考慮されていないこと、諸外国では金融窓口業務の事例がないことを含め、統一的な手法が確立されていないなどの課題があることを前提として試算したものであることに留意が必要。

- ユニバーサルサービスコストの定義・算定モデルに基づく、2013年度の収支とユニバーサルサービスコスト(試算)は以下のとおり。

ユニバーサルサービスコストについては、赤字集配郵便局エリアにおける赤字総額をユニバーサルサービスコストするNAC法(Net Avoidable Cost:回避可能費用法)により算定。

(億円)

【郵便役務】	収入	費用	収支	ユニバコスト(試算)
	12,457	12,271	186	1,873

※郵便役務については、郵便窓口の収支、ユニバサーサルサービスコストを含む。

(億円)

【金融(郵便局窓口)業務】	収入	費用	収支	ユニバコスト(試算)
銀行窓口	5,626	5,170	456	575
保険窓口	3,424	3,324	100	183

- 事業全体の傾向を把握する意味で、黒字集配郵便局エリア・黒字額、赤字集配郵便局エリア・赤字額の状況について着目。その状況は以下のとおり。

【郵便役務】	黒字集配郵便局エリア	黒字計(億円)	赤字集配郵便局エリア	赤字計(億円) ※
	214	2,059	873	-1,873

(現状)郵便役務については、約8割の赤字の集配郵便局エリアのコストを約2割の黒字の集配郵便局エリアの利益で賄っている。

【金融(郵便局窓口)業務】	黒字集配郵便局エリア	黒字計(億円)	赤字集配郵便局エリア	赤字計(億円) ※
銀行窓口	698	1,031	389	-575
保険窓口	608	283	479	-183

(現状)郵便局窓口業務については、約4割の赤字の集配郵便局エリアのコストを約6割の黒字の集配郵便局エリアの利益で賄っている。